

## 熊本地震を踏まえた震災対策の検証状況について

- 熊本地震を踏まえ、実際に被災地域支援にあたった職員への調査や、被災地域の現地調査により、震災対策の課題を抽出しました。
- 抽出した課題について、庁内で共有を図ったうえで、区・関係局により、震災対策の見直しの必要性を検討し、対応の方向性を整理しました。
- これらの課題への対応については、随時取組を進めています。また、防災計画に規定すべき震災対策の根幹に関わる事項については、平成29年度に横浜市防災計画「震災対策編」へ反映します。

### ■ 検証結果

分類	No.	項目	被災地の課題	本市の対応
被災者避難	1	避難所運営に関する基本的事項 (総務局)	・避難所の運営主体や役割分担等について、対応が一部未整理のものもあり、初期を中心に混乱があった。	・本市では地域防災拠点の運営について、対応の仕組みが明確化されており、開設・運営訓練を実施している。
	2	ボランティアの受入体制 (市民局)	・ボランティアの受入等について対応が一部未整理のものもあり、初期を中心に混乱があった。	・本市では、既に市・区災害ボランティアセンターの設置訓練の実施、区ボランティアネットワーク連絡会の開催などの取組を実施している。
	3	災害時要援護者の避難対策 (健康福祉局)	・福祉避難所（本市では「特別避難場所」）に受入れできない方がいた。 ・福祉避難所に一般の避難者が多数いた。	○大規模な災害でも、必要な方が特別避難場所を利用できるよう、区局関係課による「特別避難場所課題検討プロジェクト」において、次の対応を検討 ・特別避難場所との通信手段の強化 ・より迅速に受入対象者の選定、受入調整を行うための仕組みの整理 ・福祉人材の応援派遣や要援護者の市外受入れなど他都市との相互支援協力協定の締結 ○援護班マニュアル、特別避難場所開設・運営マニュアル作成ガイドについて、今年度検討・来年度上半期までに改正
	4	車中泊避難対策 (総務局)	・多くの車中泊避難者が発生した。 ・車中泊避難者の把握が困難 ・健康指導等にほとんど参加しなかった。	・地域防災拠点を中心とした本市の避難対策における、車中泊避難の位置づけ及びその対応方針を明確化 ・今後改正される国のガイドラインも考慮し、来年度上半期までに車中泊への対応を整理
物資	5	支援物資の供給体制 (総務局)	・物資はあるが、輸送手段の手配に時間がかかった。 ・外部からの支援物資の集積場所を決めていなかった。 ・集積場所が狭く運用困難なつくりであり、職員も運営に不慣れだった。 ・物資を品目ごとに整理できず、在庫管理がうまくいかなかった。	・新たな物流事業者と協定を締結し、物流センターの提供や、物資の在庫管理、荷捌き及び輸送等に関する体制の充実強化について、本年度中に対応
	6	通常物流再開後の避難所における食料等配布の考え方 (総務局)	・普通に物資が流通している状況下で、避難所の避難者以外の人が炊き出しや食料配布時に受け取りに来ていた。 ・物資提供の基本的ルールがなく、避難所によっては無料のコンビニのようになっていた。	・通常物流回復後における、避難者の被災状況に対応した食料等の配布に関するルールを整理 ・地域防災拠点開設・運営マニュアル等について、本年度検討・来年度上半期までに改正
建物・家屋	7	被災家屋の修繕や建替え等の相談窓口 (建築局)	・被災家屋の修繕や建替えの相談窓口が少なく、住民の不安が大きかった。	・住まいに関する相談について、建築関係団体に加え、弁護士会、税理士会、司法書士会、宅地建物取引業協会等との連携により、総合的に対応 ・来年度作成予定の市住宅復興実務マニュアルにおいて、住まいに関する総合的な相談窓口に加え、緊急の住宅確保や恒久住宅・公営住宅の供給・再建、民間住宅の再建支援の実務的な体制・手順等について整理
	8	建物被害認定調査 (財政局)	・被災地において建物被害調査（2次調査）のマニュアルが完成したのは、発災後2か月近く経ってからだった。	・1次調査に関する調査手順については「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」として既に作成済みであり、庁内研修を毎年行っている。 ・2次調査については、本年度中に調査手順を作成し、既存の上記手引きに追加（※）
	9	応急危険度判定調査や建物被害認定調査・罹災証明等の流れに関するリーフレット (財政局・建築局)	・災害時には建物に関する応急危険度判定調査や建物被害認定調査、保険会社の被害調査等、複数の調査が行われるが、それぞれの調査内容や目的が十分に周知されておらず、被災者が混同した場面が見受けられた。 ・建物被害認定調査の1次調査は外観のみで判定することの周知が不足していた。	・各種調査に関する市民向けの説明用リーフレットを作成し、本市の調査時等に配布 ・本年度中にリーフレットを作成し、調査の拠点となる区役所等で保管
廃棄物	10	災害廃棄物の対応 (資源循環局)	・災害廃棄物が分別されずに一斉に排出されたため、その後の処理・処分に支障を及ぼした。 ・身近な仮置場がなく、災害廃棄物が道路上に放置され、通行機能に支障を及ぼした。 ・処理、処分側の体制が不十分で連携がうまく取れず、廃棄物が仮置場に長期保管されている。	○災害廃棄物を効率的に収集し、円滑な復旧へつなげるため、次の対応を検討 ・身近な仮置場、集約する仮置場などの確保 ・災害廃棄物の分別のルールの確定 ・中間処理部門(リサイクル部門)との連携 ○横浜市災害廃棄物処理計画(仮称)について、来年度に策定
行政システム	11	危機管理システムの機能拡充 (総務局)	・整備されていた防災システムがあらゆる事態に対応できるものではなく、また、システムの操作習熟度が十分ではなかった等により、短時間に集中した膨大な情報を処理できなかった。 ・対策会議等の場面で、現地の情報をリアルタイムで画像転送するシステムが有効に機能した。	・新市庁舎への移転を契機に、既存の防災システムや、システム化されていない業務処理を統合した、扱いやすい新たな”危機管理システム”の構築を検討するとともに、日ごろから、さまざまな事態を想定した運用訓練を積み重ねることにより、発災時の有効かつ迅速な対応につなげる。

※1次調査・2次調査：1次調査は建物の外観のみの調査。2次調査は、1次調査の判定結果に対する再調査の申請に基づき実施し、建物の外観と内部を調査するもの。